

独立行政法人国際交流基金 平成23年度計画

独立行政法人国際交流基金の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、平成23年度における業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 一般管理費(退職手当及び本部移転経費を除く。)について、合理化と経費節減のために以下のような措置を講ずる。

本部事務所借料について、平成20年度中に経費削減のための本部移転を行ったことによる、移転前の平成18年度比約37%減の借料を継続する。

本部事務所借料以外の運営管理経費(本部移転経費、人件費を除く。)について、図書資料費、通信運搬費、旅費・交通費等の見直しを行い、経費節減を図る。

中期計画および「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえて人件費改革を継続し、役職員人件費の平成17年度比 6%の削減を達成する。

不要な区分所有宿舍の整理・売却等による、修繕積立金、固定資産税等の区分所有宿舍関連経費削減を図る。

- 2 運営費交付金を充当して行う業務経費(特殊要因の増加分は除く。)について、政府方針等を踏まえ、以下のような効率化を行い、1.2%以上の削減を行う。

日本語国際センターと関西国際センターが実施する日本語研修事業について、一部プログラムの休止・廃止もしくは研修者人数削減を行う。

国際文化交流の担い手支援を目的とする、国内での地域交流事業を廃止する。

外部の国際文化交流事業の担い手との連携や受益者負担の適正化については、国際会議等における共催の推進、海外公演等主催事業実施にかかる各種経費の一部負担を共催機関に求めること、日本語研修生に対する研修補助費の支給額を削減すること等により、国際交流基金が負担する経費を削減する。

各種契約において価格競争をさらに促進すること等により経費を削減する。平成23年度は、平成22年度に実施した日本語国際センターの建物管理業務委託契約への市場化テスト手法の導入の成果を踏まえ、関西国際センターの建物管理業務についても契約更新時に同様の取組みを行う。

広報関連経費を、広報素材・年報等の制作費の縮減や情報発信のウェブ化促進により削減する。

商慣習の異なる海外事務所においても価格競争を引き続き促進する等により経費を節減する。

- 3 機構の簡素化をはじめとして、法人の自律性及び法人の長の裁量等の独立行政法人制度の特長を活かし、機動的かつ効率的な業務運営を行うため、以下の措置を講ずる。

調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制を整備し、限られたマンパワーで効率的・効果的な事業実施を実現する。

組織目的の効果的な実現のため、分野横断的に設定したテーマに沿った複合的な事業を部門間の連携・協力により実施する。

内部統制の状況を確認する監事監査を実施する。

4 個々の事業の、目的、期待する成果を予め明らかにするため、事業プログラムの審査基準について、採点項目・採点方法の整理を進め、組織目的と事業の整合性をより確実なものとする。各事業の評価については、在外公館及び基金海外事務所の報告、事業対象者へのアンケート等を基礎的なデータとして収集する。

前年度事業の事後評価については、各分野またはプログラム毎に外部評価者(文化交流団体関係者を含む。)に評価を依頼するとともに、前年度評価全体について国際交流基金の評価に関する有識者委員会の意見を徴すること等により、評価の客観性、専門性を保つ。また、自己評価、外部評価者、評価に関する有識者委員会及び外務省独立行政法人評価委員会の各段階の評価結果を、事業の選択及び運営の効率化に適切に反映させる。

平成22年度に実施した、評価手法開発のための研究・調査の成果を踏まえ、他の事業プログラムにおいても事業対象者に与えた影響度を測ることができる調査を実施する。

5 随意契約による委託等について、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人をはじめ特定の団体との契約のあり方につき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札の範囲拡大を含め競争性のある契約の範囲拡大等により、業務運営の一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による確認を経て策定した随意契約等見直し計画を踏まえつつ、平成23年度においても引き続き、事前事後における自己点検の着実な実施、契約監視委員会による点検、対象契約の範囲の見直し等により、業務運営の一層の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。

その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。

1 効果的な事業の実施

(1)平成23年度は、以下の分野別に別紙1に示す政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。

- イ 文化芸術交流の促進
- ロ 海外日本語教育、学習への支援及び推進
- ハ 海外日本研究及び知的交流の促進
- ニ 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援
- ホ その他

(2)上記の四分野については、外交政策、相手国のニーズ、国際環境の変化、政府方針等を踏まえ、効果的・効率的に事業を実施するとの観点から以下のとおり重点化を図る。また、事業プログラムについては、必要性・有効性・効率性の観点から評価を実施し、事業の改善に努める。

イ 文化芸術交流分野については、各国・各地域の事情に配慮しつつ、政府間の合意に基づく大型の周年事業の中核となる事業や、相手国側機関からの要請又は協力に基づく事業等、外交政策上必要かつ重要な海外事業に重点化する。平成23年度は、日米同盟深化のための日米交流強化事業、日独交流150周年事業、日中韓首脳会談に時期を合わせた事業等に特に

配慮する。また、ポップカルチャーを通じた日本理解促進、インドにおいて主要都市向け戦略的文化集中発信プロジェクトを実施するほか、インターネット等のメディアを活用した新たな事業展開を図る。

ロ 日本語分野については、各国・各地域の教育政策及びニーズに配慮しつつ、各国・各地域の日本語教育基盤の発展段階に応じて対象と目標を明確にし、これらに係る事業に重点化する。平成23年度については、政策的要請に基づく新規事業(EPAに関する看護師・介護福祉士候補者訪日前研修、日米同盟深化のための日米交流強化事業、海外日本語直営講座の拡充)を着実に実施する。

ハ 附属機関において実施している研修事業については、政府方針等を踏まえつつ、国際社会における日本語学習ニーズの変化を踏まえて外交上必要性の高い事業への重点化を図り、一部の研修プログラムの休止・廃止、採用人数の削減を行う。

ニ 日本研究分野については、各国・各地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化する。平成23年度は、重点国の米国、中国、韓国に加え、中東など外交政策上の重要性が高い地域で積極的な事業展開を図るほか、欧州地域では次世代の日本研究者育成や、特に東欧地域においては日本研究の拠点機関への支援を重視する。

(3) 外務省による地域別の重点施策、重点事業及び政策的課題を踏まえつつ、海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国別事業方針に基づき、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、事業を実施する。海外事務所が置かれていない国については、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないように配慮して事業を実施する。

(4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき海外事務所を通じた情報収集とともに、在外公館の協力を得て把握し、意見交換の上、効果の高い実施事業を選定し、実施する。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国際交流基金が事業実施を通じて蓄積した情報の提供など、ホームページに掲載する情報コンテンツの充実を図るとともに、英文情報の発信を増やす。

国内の国際文化交流の担い手や状況に関する情報を集め、文化交流活動に関心をもつ外部団体・市民からの相談窓口となり、また、国内外からの照会に対応する。

本部事務所内にあるライブラリーについては、開館日を変更し利便性を高めるほか、コレクションの保存修復・可視化やレファレンス等を通じた情報発信をさらに促進することにより、利用者数の増加を図る。

3 対外関係への配慮

事業実施にあたっては、日米同盟深化のための日米交流強化事業、日独交流150周年事業、日本クウェート国交樹立50周年等、外交上重要な文化事業に可能な限り協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算
別紙2の通り
- 2 収支計画
別紙2の通り
- 3 資金計画
別紙2の通り

4 財務内容の改善に関する事項

政府方針等を踏まえ、平成22年度末までに政府出資金見合いの運用資金342億円を国庫返納したが、以下のように、税制措置も活用した寄附金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

- (1) 資金運用については、平成22年度中に政府出資金の一部を国庫に返納した結果、約609億円に減額されることになるため、運用収入の大幅な減少が見込まれる。加えて不安定な金融環境が続いていることから運用の環境は厳しいが、資金運用諮問委員会(平成19年度設置)の助言を活用し、効率的かつ適切な資金運用を着実にを行う。
- (2) 寄附金収入については、景気回復の遅れを反映し、企業・個人からの寄附金獲得が困難な状況が続くことが予想されるが、より多くの寄附金受入れに繋がる方策として、平成22年度に導入したオンライン寄附システムの活用、法人会員制度の整備を進めるとともに、具体的な個別事業を対象とした寄附金(出せん金としての寄附を含む)の獲得に努める。
- (3) 現地の事情を勘案した上で、各種事業における参加費・サービス利用料等の受益者負担の適正化を推進する。
- (4) 業務の効率化を進める観点から、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産の活用状況を把握し、引き続き効率的な活用を促進する。

短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該次の中期目標の期間における文化芸術交流の促進、海外日本語教育・学習への支援、海外日本研究及び知的交流の促進、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等のために必要な事業経費に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 組織活性化のための人事政策

政策的優先度の高い業務への職員の優先配置等により、効率的な業務・組織運営のための人事管理を行う。

また、職員の能力開発、実務能力向上の観点から、新人職員層を対象とする実務研修、課長補佐層へのマネージメント研修等に加え、外国語研修の強化を行う。

他団体との人事交流も継続し、引き続き組織の活性化を図る。

(2) 人事評価制度の見直し

既に定着している人事評価制度については、職員意見聴取や研修の実施等により、職員の勤労意欲向上により資するものとなるよう適切に運用する。

(参考1)

イ 年度初の常勤職員数 224人

ロ 年度末の常勤職員数の見込み 224人

(参考2) 年度中の人件費総額見込み 2,017百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

長期的視点に立った施設・設備の保守・管理を行うとともに、防災、研修、各種活動の充実、快適な研修環境や機能の確保を図る。

3 積立金の処分に関する事項

なし。

独立行政法人国際交流基金 平成23年度分野別計画

1. 文化芸術交流の促進

文化芸術交流の促進は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させ、多種多様な日本文化の諸相を、等身大の姿で海外に伝達することを通じて、諸外国の国民の対日理解を促進させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であることを踏まえ、かかる交流を効果的に促進するよう努める。

このため、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しながら、外交上の必要性及び重要性に基づいた事業を効率的・効果的に実施する。

(1) 基本方針

文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)～(ニ)を踏まえて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通項目

- ① 相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、海外で実施される大型イベント(パリJapan Expo等)を活用した“クール・ジャパン事業”等、我が国の外交上の必要性及び重要性に対応した事業に重点を置き実施する。平成23年度においては、日米同盟深化のための日米交流強化事業、インドにおける主要都市向け文化集中発信プロジェクト、日中韓首脳会談に時期を合わせた事業、周年事業(日独交流150周年事業等)を行うとともに、インターネット等のメディアを活用した新たな事業展開を図る。
- ② 関係省庁との連携に加え、非政府団体との連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する事業経費の助成等による支援、催し実施ノウハウ等の情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。平成23年度は、外部の団体が企画する事業のうち、周年事業等の重点化対象に関係するものについて、経費支援から企画運営まで積極的に関与することで、より多くの担い手による事業実施を実現する。
- ③ 効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に文化芸術交流に関する情報を収集し、ネットワーク形成に資する人物交流を強化する。
- ④ 各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、企画立案過程において、共催・協賛・協力等による外部リソースの活用等、多様な形態で民間団体等との連携を図ることにより経費の効率化を図るとともに、事業実施による効果及び経費効率など必要性、有効性、効率性等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。

⑤ 経費の効率化のための取組を、引き続き積極的に進める。

⑥ 主催事業については、入場者等の事業対象者層に対してアンケートを実施、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とし、事業対象者数、報道により紹介された件数等適切な指標に基づいた外部評価を実施する。

⑦ 日本のアニメ・マンガ等のいわゆるポップカルチャーが、海外で圧倒的な人気を博している現状に留意しつつ、若者が多く集まる海外で実施される大型イベント(パリJapan Expo等)において“クール・ジャパン事業”としての日本文化紹介事業を行う。これらの事業を行う際は、来場者に対する日本語学習の動機づけとなるような事業も併せて行い、事業効果を高める。

(ロ) 日本文化発信型事業

相手国における(a)文化交流基盤(劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの)の状況、(b)相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの)等を企画立案過程において慎重に検討し、特に大型の事業については必要あらば事前調査を行う等の方策を講じて、効果的な日本文化の紹介を行う。平成23年度は、特に、サウジアラビアで実施される大型文化事業「ジャナドリア祭」への参加を行うほか、日本文化紹介のための専門家派遣事業については、過去の実績をもとに、より効果が高い、或いは日本の文化紹介として実施すべきと考えられる事業テーマを提示し、在外公館や海外事務所を選択してもらう方式に変更することで、より効果的・効率的な事業実施を図る。

(ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業

相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、中・長期的な発展性を考慮しつつ主導的に国際共同制作を進める等積極的に双方向・共同作業型の事業を実施する。文化を通じた国際貢献分野においては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成十八年法律第九十七号)の着実な施行の一環として、また、新たに取組が求められている相互理解を通じた平和貢献や固有文化の保存・継承及び活用等のニーズを踏まえて、中核となる人材の育成等の支援を積極的に行う。平成23年度においては、文化財保存や伝統スポーツ等の日本の知見が生きるテーマにおける文化協力事業に引き続き取り組む。また日米交流強化事業として平和や環境等のグローバルな課題をテーマにした芸術表現を扱う事業を実施するほか、平和、環境・福祉、科学技術、災害等の日本の知見が生きるテーマに即した事業を実施する。

(ニ) 外国文化紹介型事業

行政刷新会議の指摘を踏まえ、平成22年度に廃止した。但し、外交上実施することが重要であるもの、海外事業の事前・事後評価のために実施するもの、多文化共生に資するものについては実施を検討する。

(2) 諸施策

上記(1)を踏まえて、次の(イ)～(ハ)の諸施策を実施する。

(イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流

文化人、専門家、芸術家等を以下の通り派遣・招聘することにより、多種多様な日本文化の等身大の姿の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する。

事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きいいため、特に適切な人選がなされるよう配慮するとともに、新しい分野での人材開拓を進める。

緊急かつ必要性の高い事業については可能な限り機動的に対応する。

① 文化人、芸術家等の派遣、招聘など文化芸術分野での日本理解や国際的な対話を促進する人物交流事業を実施する。専門家間の相互交流・ネットワーク作りの構築を図るとともに、交流を進める。平成23年度は、学芸員交流を前年度に引き続き実施するほか、アジア次世代キュレーター会議の実施、国内外の大型文化事業への専門家派遣・招聘を行い、ネットワークの拡充・強化を図る。

② 海外において、幅広く日本文化に関する講演、ワークショップ等を実施する。表面的な紹介にとどまらず、深い理解が得られるような事業内容とする。

(ロ) 文化芸術分野における国際協力

文化諸分野の人材育成や文化遺産保存・継承等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。

事業実施にあたっては、日本の知見が活かされるテーマに沿った事業を重視し、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。特に文化無償協力との連携については、引き続き留意していく。

(ハ) 市民・青少年交流

各国と我が国の市民・青少年の交流を以下の通り推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。

事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいので、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。

① 文化芸術交流の担い手支援、幅広い交流を促進するため、文化芸術各分野で活動する市民・青少年及びその交流の指導者・企画者等の派遣、招聘などの人物交流事業を行い、また、会議・ワークショップ等の催しを企画、実施または支援する。

(二) 造形芸術交流

各国と我が国の造形芸術分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業が、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう、広報方法等実施態様に配慮する。

- ① 海外において、日本の造形芸術の企画展を実施するとともに、経費の一部助成を行う。また基金が所蔵する展示セットを海外に巡回する。平成23年度においては、日独交流150周年事業の主要事業として、葛飾北斎の画業を総合的に紹介する展覧会をベルリンで実施するほか、ロシア・モスクワの近代美術館において日本の最先端の現代美術を紹介する展覧会を実施する。また、日本の美術や文化を紹介する展覧会が少ない地域を中心に、美術、工芸、デザイン、建築、写真等のコンパクトな展示セット(20セット)を、約100都市に巡回させる。
- ② 日本の参加が求められる権威ある国際美術展に対して、作品の出展や芸術家の派遣を行う。平成23年度は第54回ヴェネチア・ビエンナーレ美術展に参加するほか、インド・トリエンナーレにも参加する。
- ③ 大型国際美術展(トリエンナーレ)国内開催の機会を利用し、関係機関との連携により、シンポジウムや招へい事業を実施すると共に、海外広報協力等により同展への側面的な支援を行う。

造形芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。

(ホ) 舞台芸術交流

各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業が、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう、広報方法等実施態様に配慮する。

- ① 海外において、日本の舞台芸術の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。平成23年度は、北米・東南アジア・バルト三国での邦楽公演、東欧での操り人形公演などを実施する。
- ② 舞台芸術の分野で国際的な共同制作事業を行い、国内と海外の両方で公演を行う。芸術交流の成熟状況等をふまえて、重点地域を定めて実施する。日本イスラエル外交関係樹立60周年にあわせた日本イスラエル現代演劇共同制作事業を実施する
- ③ 日本の参加が求められる権威ある国際芸術フェスティバルに対して、公演団及び専門家の派遣を行う。サウジアラビアで開催されるジャナドリア祭で石見神楽の上演、カナダ文明博物

館が実施する大規模な日本特集企画にあわせ邦楽グループを派遣する。

- ④ 舞台芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。

(へ)メディアによる交流

映画、TV、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。

事業が、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、TV、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めよう努める。

- ① 海外において、日本映画の上映会を実施、共催するとともに、経費の一部を助成する。また日本映画上映のために、在外・本部のフィルム・ライブラリーに映画フィルムを配付する。平成23年度は、フィルム・ライブラリー所蔵作品を積極的に活用し、スペインやイタリアにおいて「山本薩夫監督特集」巡回上映会、中南米において「増村保造監督特集」巡回上映会などを実施する。また上映の利便性を高めるため、平成23年度に購入する作品はDVDを基本とする。
- ② 海外放送局において、日本のテレビ番組等を提供し、日本のテレビ番組の放映を促進する。また、日本に関する映画・テレビ番組等の制作を支援する。平成23年度は、アジア、中南米、東欧、中東等に番組提供を行うほか、年度途中の追加要望にも対応する。
- ③ 日本が参加する意義の高い国際映画祭に対して、作品の出品や専門家の派遣を行う。
- ④ 日本理解につながる図書の外国語への翻訳と、外国語で書かれた日本に関する図書の出版を支援する。また海外図書展等への参加等、日本の出版物を海外に紹介する。平成23年度は、第24回テヘラン国際図書展、第37回ブエノスアイレス国際図書展、第63回フランクフルト国際図書展等に参加する。
- ⑤ メディア交流の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。

2. 海外における日本語教育、学習への支援及び推進

基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

特に、基金と支援・協力関係にある海外の日本語教育機関「JFにほんごネットワーク(通称:さくらネットワーク)」を通じた支援と、「JF日本語教育スタンダード」の普及を通じた日本語普及政策を重点的に展開する。

平成23年度については、政策的要請に基づく新規事業(EPAに関する看護師・介護福祉士候補者訪日前研修、日米同盟深化のための日米交流強化事業、海外日本語直営講座の拡充)を着実に実施する。

(1) 基本方針

海外における日本語の普及にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における日本語教育基盤の整備状況等の事情に応じ、下記(イ)～(ロ)の基本方針をふまえ、最も効果的な事業が実施されるよう努める。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 一般市民・初学者を対象とする日本語教育支援の充実

多様な学習動機を背景に近年急増している日本語学習者のニーズに対応するため、海外で日本語直営講座を開設、拡充する。国際交流基金の海外事務所所在国において事務所が運営する講座の拡充を図るほか、現在8ヶ国9都市で国際協力機構が協力している日本人材開発センターの日本語講座について、平成23年度より、同講座を引き継ぎ直営の講座を開設する(平成23年度はウクライナ、カザフスタン、モンゴルで実施)。これらの講座においては、「JF日本語教育スタンダード」の理念に沿った運営を行う。

また、既に開発済みのインターネットを利用した教師・学習者支援ツールの広報に努め、日本語教育・学習に必要な手段へのアクセスを容易にする。

(ロ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

海外における日本語教育の現地化・自立化を目的とした事業については、各国・地域の教育政策及び日本語学習ニーズに配慮し、また、各国・地域の日本語教育基盤の発展段階を踏まえて、優先的に支援すべき教育機関・学習者層等の事業対象や、優先的に取り組むべき教材開発・拠点機関整備・ネットワーク形成等の諸施策を明確にし、これらに係る事業に重点化する。

地域・国別方針に基づく事業の実施に際しては、事業プログラムを適切に運用し、海外拠点との連携を強化する。特に、異文化理解、多文化共生の流れの中で、中等教育段階に日本語科目を新規導入する国が増えているため(インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン等)、プログラムを複合的に組み合わせた総合的支援を行う。

ギリシャ、ラオス、カンボジア、シリア、エジプト等において高等教育レベルでの日本語教育の立ち上げを支援する一方、自立化・現地化が達成された機関に対しては専門家派遣ポストを段階的に廃止する。また、財政難による日本語教育プログラムが縮減している米国においては、緊

急特別支援を継続する。

(ハ) 地域的な必要性に対応した支援

近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。

(ニ) 附属機関の運営

附属機関の運営にあたっては、上記の諸点を踏まえつつ、国際社会における日本語学習ニーズの変化に応じて外交上の必要性の高い事業への重点化を図るべく、一部の研修事業の休止・廃止や採用人数の削減を行う。また、研修生に対する手当てについて、食費の一部を除く現金支給を廃止することにより、国際交流基金が負担する経費を削減する。また、教師研修事業への補欠制度の導入や研修スケジュールの調整、さくらネットワーク中核メンバーを対象とする研修事業の拡大などにより、宿泊施設の稼働率を維持、向上させる。

(2) 諸施策

上記(1)の基本方針に留意して、以下の諸施策を実施する。

(イ) 多様化する日本語への関心やニーズを日本語教育へつなげるための施策

日本語学習者の裾野を広げるという観点から、平成21年度に公開した「アニメ・マンガの日本語」サイトのコンテンツを拡大してさらなる内容充実を図るほか、「エリンが挑戦！ にほんごできます」「みんなの教材サイト」「NIHONGO eな」「アニメ・マンガの日本語」といった教師向け・学習者向けのサイトを通じた情報提供や動機付けにより、日本語学習支援を引き続き実施する。

また、JF日本語教育スタンダードの運用(平成22年度に公開したJF日本語教育スタンダードの広報、「みんなのCan-doサイト」の充実及び同スタンダードに準拠した教材の開発)、日本語能力試験の実施地の拡大に取り組む。

(ロ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策

① ネットワーク形成

附属機関、海外事務所の運営を通じて、海外日本語教育の総合的ネットワークを構築しつつ、定期的に全世界における日本語教育機関、教師、学習者の調査を実施し、海外日本語教育に関する情報の収集を行い、その情報を印刷物、電子媒体、セミナー等を通じ広く内外に提供する。

基金海外事務所は、海外日本語教育の総合的ネットワークの一翼を担い、相手国の事情及びニーズに応じて最も効果的に日本語普及に関与する。

ウェブサイトを通じた日本語教育に関する情報提供については、年間アクセス件数が前期中期目標期間中の平均年間アクセス件数を上回ることを一つの指標として、内容の充実に努める。

② 機関強化

各国の日本語教育の拠点となる機関を強化するため、以下の支援事業を実施する。

(i) 当該国で拠点となる日本語教育機関、基金海外事務所等に日本語教育専門家を派遣し、当該国の日本語普及の側面支援を行う「アドバイザー型」派遣を引き続き実施し、必要に応じて現地で日本語教育・学習の指導にあたる。機関の自立化、現地化が達成されたポストは段階的に派遣を終了する。また、日本語教員養成課程を持つ国内大学の学生・大学院生を若手日本語教師(将来の日本語教師)として海外に派遣する事業を引き続き実施する。

(ii) 基金海外拠点を含まさくらネットワークの中核メンバーによる、周辺波及型事業(巡回指導、リソースセンターの設置・運営等)の展開を図るとともに、海外拠点が所在しない国においては、教材購入、講師謝金、学習者奨励活動など日本語教育を実施するための各種経費を助成する。

(iii) 基金自らが実施する事業に関しては支援対象機関等にアンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。助成事業等、アンケート実施が困難な事業については、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。

(ハ) 日本語能力試験

中期計画に示された目標をふまえ、日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画、立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

平成23年7月の第1回試験は20カ国・地域、96都市、12月の第2回試験は60カ国・地域、197都市で実施する。また、広報の充実、海外日本語講座やJF日本語教育スタンダードとの連携、実施地及び受験者の増加による収入拡大に努める。

(ニ) 海外日本語教師を対象とする施策

効果的かつ効率的に海外日本語教師を養成するために、以下の事業を附属機関において実施する。また、海外日本語教師のために、必要に応じて教材の開発・供給等を行うなど、現地事情に応じた支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教師の養成を支援する。また国内の大学等日本語教育関係機関と協力しつつ、自治体等が行う国際交流事業に対する連携協力も行う。

① 海外日本語教師等を招聘し、日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を行う。中等教育に携わる日本語教師の研修に重点を置く一方、政府方針等に基づき、日本言語文化研究プログラム(博士課程)は新規採用を休止し、日本語教育指導者養成プログラムは採用者数を半減する。大学等関係機関と協力で講義や機関訪問などの研修事業の実施、埼玉県、さいたま市、同国際交流協会などの自治体等と積極的に連携し、研修生と地域住民との交流を図る等、幅広いニーズに配慮する。

② 海外日本語教育・学習のための教材制作を企画、実施または支援する。国際交流基金が制作した日本語教材は、出版、公開等により利用を促進する。さらに、映像教材の制作、テレビ放映等を企画、実施または支援する。日本語教育に関する専門図書館としての日本語国際センター図書館を運営する。

③ 適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。長期研修事業については、研修の開始と終了時に能力測定を実施し、当該研修の目的の達成度を評価する。一般日本語教師研修において研修終了時に、「日本語教授法」の能力の向上につき、研修開始前と比して能力が向上しているか自己評価を行う。また、研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。

(ホ) 海外日本語学習者を対象とする施策

海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び日本語学習を奨励するための研修を受講する機会を海外日本語学習者に提供するために、以下の事業を附属機関において実施する。

① 職業上あるいは研究活動上、専門性の高い日本語能力を必要とする外国人に対する専門日本語研修事業、及び日本語学習者の学習を奨励するための日本語学習者訪日研修事業を実施する。また、海外の日本語学習者で優秀な成績を収めた者(高校生、大学生含む)を短期間招聘し、日本語や日本文化への理解を深める機会を提供する事業を引き続き実施するほか、地方自治体等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、地域のニーズに配慮した事業を行う。

② 適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。主要事業のうち長期的な研修については、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定して、当該研修の目的のひとつである日本語能力向上の評価をする。研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。

(3) 日本語普及に係る留意事項

(イ) 海外事務所においては、在外公館、独立行政法人国際協力機構、現地教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握と効率的かつ効果的な日本語普及に努める。

(ロ) 日本国内において、官民の関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効率的かつ効果的な日本語普及の体制の構築に努める。平成23年度は、特に、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士の受入れに関する関係省庁・機関との連携に留意する。

(ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。

3．海外日本研究及び知的交流の促進

基金は、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、外交上の必要性及び重要性を踏まえて、効果的に事業を実施する。

(1)海外日本研究の促進

(イ)基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記①～②の基本方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

① 共通事項

(i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。

(ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。

(iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。

(iv) 支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。またプログラムごとに定期的に、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得ることを目標とする。

(v) 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。

② 地域的特性に応じた事業実施

各地域における日本研究の促進にあたっては、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、海外の日本研究の現況と課題につき、機関数、研究者数等の定量的な分析に加え、対日関心の分野の変化等質的な面にも踏み込んだ現状把握に努め、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。平成23年度は、欧州・アジア・大洋州地域における日本研究者・日本研究機関ネットワーク形成支援、日本研究が端緒についた中東・アフリカ地域の機関支援を重視する。

(i) アジア・大洋州地域

(a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。平成

23年度は、中国、韓国の中核的な日本研究機関に対し包括的な支援を行う。

(b)基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。平成23年度は、東アジア日本研究フォーラム等により日本研究者の連携強化を進める。

(c)日本語学習者が多い国においては、高等教育レベルの日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。

(ii) 米州地域

北米では日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行う。伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。

(iii) 欧州・中東・アフリカ地域

(a)欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。また、欧州域内のネットワークを通して若手研究者が育成されていく仕組みづくりに取り組む。

(b)中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。日本研究が始まったばかりの国においては機関支援を行う(エジプトのインシャムス大学等)。

(ロ) 諸施策

上記(イ)の基本方針に留意して、以下の諸施策の実施にあたる。

① 機関支援型事業

海外の日本研究拠点機関等に対し、中長期的な観点に基づき、客員教授の派遣や、セミナー・会議開催の助成、図書寄贈等個別のプログラムを統合した、包括的な助成方式による支援を実施することにより、海外日本研究を振興する。また、こうした拠点機関の特定、支援のあり方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の現況調査等、海外の日本研究に関する情報の収集・調査を行い、情報を整理し、調査結果の公表等を行う。

② 研究者支援型事業

日本研究振興のための有識者等の人物交流事業を行い、適切な人選に基づいてフェロウシップを供与する。

(2) 知的交流の促進

知的交流の促進にあたっては、相手国の研究・社会状況に応じ、下記(イ)、(ロ)の方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案し、実施する。ただし、外交上のニーズ及び知的交流事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

また、事業成果の外部公開による社会還元への促進に特に留意し、事業報告書の公開などにおいてIT技術を積極的に活用する。

(イ) 共通事項

- ① 長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意し、次代の知的交流を担う担い手の育成やネットワークの強化等を進める。
- ② 相手国との交流の節目に行われる周年事業及び要人の往来に合わせて必要とされる交流事業等、我が国の外交上の要請にも配慮した事業を行う。
- ③ 事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。
- ④ 事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。
- ⑤ 支援対象となった機関及びフェロシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする等を評価指標の一つとし、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。
- ⑥ 我が国が直面する課題を抱え、早期に関係の改善又は発展に取り組むべき国・地域との交流に重点化し、効率化を図る。平成23年度は、日米交流強化の外交方針に沿った対米事業の強化と中国との多層的な人的交流事業に重点的に取り組むとともに、防災、災害復興等に関する事業も積極的に実施する。

(ロ) 地域的特性に応じた事業実施

上記(イ)の基本方針に留意して、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、以下の諸施策の実施にあたる。特に、アジア・太平洋地域については、将来に向けた対日理解の中核となる指導者を養成し、域内のネットワークを構築していくことが重要であるとの観点から、知的交流のスキームを強化し、アジア・リーダーシップ・フェロプログラムを初めとする知的リーダーの招聘等により、知的交流・対話事業を強化する。実施にあたっては、将来のネットワーク構築のためのフォローアップに留意したプログラム設計とする。

① アジア・大洋州地域

アジア・大洋州地域の特性をふまえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、日本人が参加することを積極的に支援する。平成23年度は、NPO/NGOなども含めた市民レベルの交流を進め、日中両国の未来志向の関係の礎となる、日中青少年交流事業・市民交流事業を中心とした日中21世紀交流事業を一層強化する。平和構築事業も引き続き実施する。

(i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極的な事業実施に努める。

(ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする国際会議を行う等知的交流事業を実施するとともに、これら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。

(iii) 上記(ii)事業とともに、知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェロウシップ等を供与する。

(iv) アジアにおける一体感を醸成し、東アジア共同体構築に向けた日本の積極的な取り組みを促進するための研究者・専門家等の域内ネットワーク構築を目指す。

② 米州地域

国際交流基金日米センターを中心に、日米グローバル・パートナーシップのための知的交流、地域レベル・草の根レベルでの相互理解を推進する。米国内における日本への関心が相対的に低下しているとの指摘もあるなか、日米交流強化の観点から、主にパブリック・インテリクチュアル層における次世代の知日層の育成・強化を図る事業を実施する。

また、人物交流を中心に米国以外の米州地域との知的交流を推進する。

(i) 日米間の知的交流を促進すべく、政策研究分野を中心に、研究機関等非営利団体への助成、フェロウシップ供与等の知的交流事業を実施する。

(ii) 日米間の地域・草の根レベルの相手国理解促進事業を実施する。

(iii) 日米文化教育交流会議(カルコン)の事務局業務を担う。

(iv) 米国以外の米州との知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェロウシップ等を供与する。

③ 欧州・中東・アフリカ地域

欧州、中東・アフリカ地域の特性を踏まえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進し

て、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。これら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、日本人が参加することを支援する。平成23年度は、欧州については、多文化共生、社会企業等、欧州との共通課題に関して、日本からの積極的な発信を行うと共に、アジアを巻き込んだ日-欧-アジアのネットワーク構築を目指す。中東・アフリカ地域については、文化による平和構築、科学と伝統等の日本からの独自の知的アジェンダを積極的に発信することで、知識層の日本への関心を高める。

(i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。

(ii) ロシア及び旧ソ連新独立国家(NIS)諸国との交流・協力関係を促進するため、適切な課題をめぐっての知的対話・交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。

(iii) 中東諸国との相互理解を促進するため、知的対話・交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。

(iv) 欧州、中東・アフリカ地域との知的交流促進のための有識者の人物交流事業を行い、フェローシップ等を供与する。

4．国際交流に関する情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等

国際文化交流の増進を図るため、国際交流に関する情報の収集・提供及び調査・研究を行うとともに、国際交流の担い手に対する支援を行う。国民へのサービス強化と国際交流の担い手に対する支援の観点から、情報提供や他団体等との連携の窓口を中心に、基金の事業情報を含め国際文化交流に関する情報全般の提供を行うとともに、外部との事業の連携等を行い、国際文化交流事業への国民の関心を喚起し、理解を促し、国民が国際文化交流に参加しやすくなるよう図る。

国際文化交流に関心を持つ市民が容易に情報にアクセスできるよう、ウェブサイト・ブログ・メールマガジン等の複数の媒体のそれぞれの特質を活かして情報提供を行うとともに、ライブラリーとイベントスペースを含むJFIC(情報センター)を活用して情報提供を行う。

(1) 国際交流基金本部及び海外事務所の図書館ネットワークを活用し、日本に関心を有する海外の知識人、市民を対象に、日本関連情報の提供や各種照会への対応を行うことにより、対日理解の増進を図る。

(2) 国際交流に関心を有する国内・海外の一般市民や国際交流事業関係者に対して、ウェブサイト・ブログ・メールマガジン等の複数の媒体のそれぞれの特質を活かし、またライブラリーとイベントスペースを含む JFIC(情報センター)の整備・活用により、国際交流基金が収集した国際文化交流及び国際交流基金事業についての資料・情報を効果的かつ効率的に提供する。平成 23 年度は、ライブラリーの開館日を変更し利便性を高めるほか、コレクションの保存修復・可視化やレファレンス等を通じた情報発信をさらに促進することにより、利用者数の増加を図る。

国際交流基金の活動に関心をもつ層や支持者を増やすため、ウェブ・イベントの一層の活用やメールマガジンの見直しを図る。

(3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、顕彰やノウハウ提供等の支援を行う。

① 国内のさまざまな国際交流関連団体とのネットワーク形成のために、国際文化交流に関する照会への対応、情報提供を行い、また共催によるセミナー等をJFICなどで開催する。

② 国際文化交流に貢献のあった国内外の団体・個人に対する顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。

また国内の地域に根ざした優れた国際交流を行う団体の顕彰を行い、これを効果的に周知する。

(4) 内外の国際交流の動向を的確に把握し、これに基づいて我が国を巡る国際環境の変化に機動的に対応し、内外の国際交流団体や研究機関と連携・協力して国際交流を効率的・効果的に行うために必要な調査及び研究を行う。調査結果を国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうるよう、内容の充実に努めるとともに、成果報告を印刷物等を通じて効果的、効率的に公開す

る。

平成 23 年度は、青山学院大学と連携し、国際交流共同研究センターで進めてきた「平和のための文化イニシアティブ」研究において、シンポジウム等実施する。

(5) 上記(1)～(4)に関し、必要性、有効性、効率性等適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、「概ね良好」以上の評価を得るよう努める。

5. その他

(1) 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び周辺地域において上記1～4の本部事業の円滑な遂行の連絡調整を行うとともに、所在国及び周辺地域における我が国の国際文化交流の情報、事業、ネットワークの拠点として、現地の事情及びニーズに応じて柔軟かつ機動的に、各種事業を効果的に実施し、関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。政府方針等に基づき、北京およびバンコクの日本文化センターについては、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化(近接化)等の実現に取り組み、他の海外事務所についても、個々の必要性を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。

(2) 京都支部の運営

基金京都支部は、中期目標に示された諸点を踏まえ、関西において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じて関係者とのネットワーク構築を図り、講演会、セミナー、ワークショップ等の催しを関係団体との共催等により、効果的かつ効率的に実施する。

(3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄付金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

平成23年12月7日変更

1 予算

平成23年度予算

(単位：百万円)

区別	金額	変更額	改計画額
収入			
運営費交付金	13,032	▲1,561	11,471
運用収入	1,251		1,251
寄附金収入	796		796
受託収入	448		448
その他収入	876		876
計	16,402	▲1,561	14,841
支出			
業務経費	15,753	239	15,992
うち文化芸術交流事業費	2,632		2,632
海外日本語事業費	5,073		5,073
海外日本研究・知的交流事業費	2,706		2,706
調査研究・情報提供等事業費	952		952
東日本大震災復旧・復興文化交流事業費		239	239
その他事業費	4,390		4,390
一般管理費	2,359		2,359
うち人件費	1,585		1,585
物件費	774		774
計	18,112	239	18,350

〔人件費の見積〕

年度中の総人件費見込み 2,017百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

〔退職給付債務財源の考え方〕

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置するもの。

〔変更理由〕

- 平成23年度第1次補正予算における、運営費交付金の減額を反映。
- 平成23年度第3次補正予算において、「東日本大震災復興基本法」に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組みの一環として、「日本再生に関する外国の理解を増進するための文化発信事業」の財源の一部が措置されたため。

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

2 収支計画

平成23年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額	変更額	改計画額
費用の部	18,050	239	18,288
經常費用	18,049	239	18,287
文化芸術交流事業費	2,632		2,632
海外日本語事業費	4,859		4,859
海外日本研究・知的交流事業費	2,706		2,706
調査研究・情報提供等事業費	927		927
東日本大震災復旧・復興文化交流事業費		239	239
その他事業費	4,380		4,380
一般管理費	2,358		2,358
うち人件費	1,585		1,585
物件費	774		774
減価償却費	186		186
財務費用	1		1
臨時損失	0		0
収益の部	18,844	▲286	18,559
運営費交付金収益	15,185	▲286	14,899
運用収益	1,241		1,241
受託収入	588		588
寄付金収益	796		796
その他収益	873		873
資産見返運営費交付金戻入	158		158
財務収益	3		3
純利益	795	▲524	270
総利益	795	▲524	270

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画

平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区別	金額	変更額	改計画額
資金支出			
業務活動による支出	17,888	239	18,126
運営費交付金事業	12,256	239	12,495
運用益等事業	3,277		3,277
一般管理費	2,354		2,354
うち人件費	1,585		1,585
物件費	769		769
投資活動による支出	10,486		10,486
有価証券の取得	10,254		10,254
有形固定資産取得	232		232
財務活動による支出	41		41
次期への繰越金	4,184	▲1,799	2,385
計	32,599	▲1,561	31,038
資金収入			
業務活動による収入	16,234	▲1,561	14,673
運営費交付金収入	13,032	▲1,561	11,471
運用収入	1,251		1,251
受託収入	230		230
寄附金収入	796		796
その他収入	925		925
投資活動による収入	10,257		10,257
有価証券の売却	0		0
有価証券の償還	10,257		10,257
前期からの繰越金	6,108		6,108
計	32,599	▲1,561	31,038

(注) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。